

会計主体論の変遷と財務報告

齋藤 雅子

A Change for the Accounting Theory and Financial Reporting

SAITO Masako

要 旨

本論文の目的は、社会制度としての企業観を基礎とする企業体理論を企業主体理論の変遷を踏まえて問い直すことにある。会計の範囲を決める基礎概念は会計主体論や会計主体観とよばれるが、IFRSの拡大を背景に財務報告に対する社会的責任は高まっているため、その会計主体論をめぐって伝統的な理論の再検討がみられようになった。IASBとFASBは概念フレームワークプロジェクトにおいて企業主体理論を前提とし、会計主体論で中心的な位置づけであった所有主理論がもはや現代の財務報告に根ざしていないという見解を示した。

Abstract

The purpose of this papers is to study for the possibility of the Enterprise theory to fulfill financial reporting as the “institution” in Accounting Theory. The Accounting theory has developed for a long time through a lot of prior research, because it is based on accounting principle. However, we know that social responsibility for financial reporting is increasing by the expansion of IFRS. The Enterprise theory is one of accounting perspectives to explain that enterprises were regarded as the institutional and public existence. In recent project, IASB and FASB explained that modern financial reporting including IFRS standards and framework, depends on the Entity perspective rather than the proprietary perspective.

キーワード：概念フレームワーク、財務報告、企業主体理論、企業体理論、社会的責任

Keywords：Conceptual framework, Financial reporting, Entity theory, Enterprise theory, Social responsibility

1. 問題の所在－会計主体論をめぐる最近の動き－
2. 会計主体論の変遷
3. 企業体理論のもつ意味
4. 財務報告への社会的責任
5. 労働生産性と利益の関係

1. 問題の所在－会計主体論をめぐる最近の動き－

いま会計の基本思考が再び注目を浴びている。そのきっかけとなったのが、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) とアメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) の概念フレームワークプロジェクトである。世界各国で会計基準のコンバージェンスが進み、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) への社会的要請が高まっているが、IFRSが原則主義であるがゆえ IFRSの適用において概念フレームワークに概念や基礎的前提を求めなければならない所以である。

会計の範囲を決める基礎概念は会計主体論や会計主体観とよばれる。概念フレームワークプロジェクトの公開草案では、所有主理論 (proprietary theory) と企業主体理論 (entity theory) が持ち出され、現代の財務報告は所有主理論よりも企業主体理論に基づく立場であるという見解が示された。概念フレームワークの実質的拠り所を企業主体理論におくということであろうか。近年会計主体論をめぐるのは伝統的な主張を踏まえた諸説が展開されている¹。企業主体理論の変遷を踏まえて、社会制度としての企業観を基礎とする企業主体理論を問い直すことによって企業の財務報告への社会的責任を検討するのが本論文の目的である。

2. 会計主体論の変遷

会計主体論の変遷は1900年初頭にさかのぼる。会計主体論の諸説 (表1) のうち、とりわけ所有主理論と企業主体理論が現代まで代表的とされてきた。図1はその発展を図示したものである。2つの説は企業観にちがいがあある。ここでいう企業観とは、会計上の判断を行う立場をいう。アメリカでは企業組織の合理化にともない、個々の会計帳簿の記録よりも勘定が集合的になった。それをきっかけとして企業主体理論は当時の社会に浸透していた Hatfield (1918) や Sprague (1923) らの所有主理論の弱点を批判する形で出現した²。Paton (1922) は後にその弱点について以下のように述べている³。すなわち「所

¹ 会計主体論やエンティティに関する最近の研究には、村田 (1993)、梅原 (2006)、齋藤 (2009)、山田 (2012) などがあげられる。

² Paton (1922) は当時の会計理論を「所有主会計 (proprietary accounting)」と表現している。Paton は会計学の領域における演繹アプローチを探る理論家として知られ、会計の基礎的前提を構築した。また Paton & Littleton (1940) の『会社会計基準序説』において、会計学の基礎的諸概念を1つに統合し、会計基準設定の枠組みの構築を試みている。

³ Paton (1940), p. 2.

有主資本の過度な強調にあり、営業諸勘定（operating accounts）の解釈上重大な誤謬に通じる誇張である」⁴。

企業主体理論では、次のように会社というエンティティ（corporate entity）の擬制の拡張が行われる⁵。エンティティないし人格としての営利企業（business enterprise）の概念が採用され、そこでの貸借対照表は形式的な配列とは関係なく、実質的に財産（properties）と持分（equities）を表示する。一方、所有主理論については、個人企業（single proprietorship）や簡単な合名会社（partnership）の会計枠組みにおいて資産（assets）－負債（liabilities）＝所有主持分（proprietorship）という貸借対照表等式を前提とし、現

表 1 会計主体論の代表的な考え方

考え方	（英字表記）	会計上の判断を行う立場
所有主理論	（proprietary theory）	所有主・出資者の立場
代理人理論	（agency theory）	経営者が所有主・出資者の代理人であるという立場
企業主体理論	（entity theory）	所有主・出資者から独立した企業の立場
企業体理論	（enterprise theory）	所有主・出資者、経営者、債権者などから独立した公共的的制度としての立場
資金理論	（fund theory）	企業を資金投入の場（会計単位）とする、中立的立場

出所：飯野（1996）、新井（1997）を参考に作成。

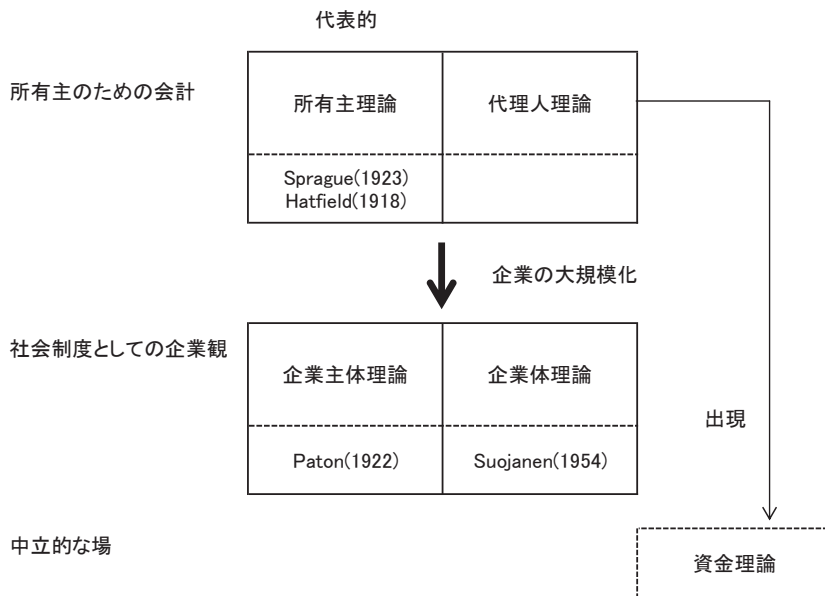


図 1 会計主体論の変遷

⁴ この点について、白井（1977、62頁）は「収益と費用の諸勘定が所有主資本の単なる『付属物』に過ぎないということになる」と述べている。

⁵ Paton（1922）、Preface, p. 4.

代の事業組織に対する会計理論として必ずしも適切ではないと指摘している。

会計思考においては、貸借対照表を会計構造での中心的位置づけであるとする立場では両理論は共通している。所有主理論が財産計算重視であるのに対し、企業主体理論は損益計算重視であるが、貸借対照表が「連続する損益計算書を結合する連結環」であることを考えれば、Sprague (1923) が表現するように、貸借対照表はあらゆる勘定の起点と終点である。

3. 企業体理論のもつ意味

(1) Suojanen (1954) の企業体理論

企業主体理論は所有主もしくは出資者とは独立した立場であるが、それとは別の所有主と独立した企業観として、企業体理論 (enterprise theory) がある。Suojanen (1954) は制度化された企業の社会的責任に関する議論が生じているとして、当時の状況下で適切な会計として付加価値計算書 (value added statement) の必要性を説いたのである (図2)。付加価値計算書は組織的な企業活動を付加価値で示し、1 プレーヤーとして企業に利益の分配と測定を求められたのであるが、それは社会へのアウトプットの流れに寄与する点で企業が評価されるという考え方に依拠している。企業体理論は社会的制度として企業を捉えた説である。

Suojanen (1954) は「エンティティ (entity) はすべての利害関係者を持って組織された社会的責任を遂行するために、それ自身の権利をもつ1つの代表的制度である」⁶と述べている。企業体理論が意味するところは、企業 (enterprise) の社会的、経済的および環境的インパクトにある⁷。その企業的意思決定は株主、債権者、顧客、従業員や政府機関などさまざまな「公共 (public)」とよばれる集団へ影響する⁸。それゆえ、おのずと企業の社会的責任は高くなるのである。

図2の例示によれば、損益計算書×1期の売上高1,500千ドルのうち、×0期 (前年度) から繰り越した製品の売上高500千ドル分 (売上原価450ドル相当) が含まれているため、×1期の当期純利益は150千ドルとなる。一方、×3期については次期である×4年度に繰り越して販売した製品 (売上原価450千ドル相当) の売上高500千ドルは当然含まれないため、同期売上高500千ドルとなる。確かに、付加価値計算書と損益計算書でそれぞれ計

⁶ Suojanen (1954), p. 391.

⁷ Lymbersky (2007), p. 1.

⁸ Suojanen (1954), p. 392.

付加価値計算書				(単位：千ドル)		
	× 1 期	× 2 期	× 3 期			
製品（売価）	1,000	1,000	1,000			
差引：財・サービスの購入	△ 200	△ 200	△ 200			
製造による付加価値合計	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>			
付加価値源						
賃金・給与	400	400	400			
税金	100	100	100			
利子	20	20	20			
減価償却	180	180	180			
利益	A 100	B 100	C 100			
付加価値合計	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>			
損益計算書				(単位：千ドル)		
	× 1 期	× 2 期	× 3 期			
売上高	1,500	1,000	500			
売上原価	<u>1,230</u>	<u>780</u>	<u>330</u>			
売上総利益	270	220	170			
販売費及び一般管理費	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>			
	170	120	70			
利子	20	20	20			
当期純利益	a 150	b 100	c 50			

図2 付加価値計算書と損益計算書のちがい

出所：Suojanen (1954), pp. 396-397.

網かけは筆者付加。

算された利益額は年度ごとに異なるが、年度を経た結果、最終的な利益は同額となる。つまり、 $A + B + C$ （付加価値計算書 × 1 期、× 2 期、× 3 期の利益）= $a + b + c$ （損益計算書の × 1 期、× 2 期、× 3 期の当期純利益）である。このように、伝統的な利益計算のあり方とはちがい、付加価値計算書は利益の経済的概念に依拠しており、企業の社会的行動の測定する尺度として製造をあくまでも強調している⁹。

(2) 拡張された企業体理論

その付加価値計算書には、すべての雇用者に対する賃金・給与額の合計が記載される。一方、従業員や役員などといった雇用形態が反映されていない。そこで、Purdy (1983) は企業体理論の拡張を試みている¹⁰。まず Purdy は企業体理論を拡張するにあたって、2つの仮定をおいている。1つは、株主の権利が会社にとって子会社ではなく、株主や経営

⁹ Suojanen (1954), p. 397.

¹⁰ 企業体理論が生じた背景として1950年代のアメリカにおいて大規模企業が出現し、所有主理論と企業主体理論の範囲内で会社構造や行動様式を想定することが難しくなったことをあげている。

者の観点が複数の意思決定へ統合されるという仮定である。もう1つは、経営者が市場参加者らの権利を仲介するのと同様に、財・サービス提供者に対する報酬である彼らへの仲介について会計を行うことは経営者責任であるとの仮定である。これら2つの仮定に基づき拡張された付加価値計算書では、賃金・給与額が取締役、経営管理者および非経営管理者という3つに区分されている。

つまり、付加価値計算書が財・サービスの報酬を取り上げているのに対し、拡張付加価値計算書は市場参加者の集団を個々の報酬項目に区分しているため、財・サービスの購買に関して詳細な情報を与えている。つまり、拡張付加価値計算書は付加価値計算書よりも経営管理者中間層に関する情報量が多い。ただし、拡張付加価値計算書の作成には、経営管理者と非経営管理者の区別を決定するのに会社を構成する従業員らの各集団を定義するためのデータが必要である。ここでは従業員報酬のカテゴリーを会社側がどこまで公開できるのかという問題が残る。

(3) 企業体理論への批判～目的合理性の観点から～

そもそも企業体理論の出現したのは、企業の大規模化に伴う株式会社形態の誕生が背景にある。家族経営のような個人所有主中心から株式会社へと企業が発展し、企業と社会との関連が拡大していき、それまで伝統的な会計理論とされてきた所有主理論と企業主体理論のいずれを用いても企業の社会的責任を十分に説明できなくなってきたからである¹¹。企業体理論は企業観の変遷に沿って段階的に発展・生成されたといえる。

Purdy (1983) が述べるように、企業体理論はアメリカ企業の大規模化を説明するために生じた理論であり、利益の補足的な報告を提供するものである¹²。しかし、これまでさまざまな批判的な立場が示されてきた¹³。例えば、伊崎 (1977) は、企業体の概念について、一つの社会的制度であるとする点に疑問を呈しており、「そもそも制度は分析概念であって実在概念ではない」¹⁴と主張するのである。つまり、Suojanen の提唱する企業体理論は、付加価値会計の会計主体という意味であり、単に集合体としての企業体を想定しているに過ぎないというのである。ここには集合体と制度が区別されるべきとする考え方が

¹¹ 阪本 (1961) は企業体理論の発展を次のようなプロセス、(1)代理人企業体説、(2)独立企業体説、および(3)制度的企業体説を経たと述べている。(1)の代理人企業体説は、所有主の私的所有からの企業観から、社会的存在としての企業観に変化している段階である。(2)の独立企業体説は、個人企業から株式会社へと変化する段階を指し、(3)の制度的企業体説では、現代企業にみられるような所有と経営の分離がなされる段階を意味するものと思われる。

¹² Purdy (1983), p. 535.

¹³ 例えば、ICAEW (1975)、Rutherford (1977)、Morley (1978)、井崎 (1977)、水谷 (2004) などがある。

¹⁴ 伊崎 (1971), 42頁。

<u>拡張付加価値計算書</u>		(単位：千ポンド)	
製品（売価）			1,000
差引：財・サービスの購入			
原料 木材	44		
原料 鉄	38		
釘	4		
ボルト	6		
電気	10		
ガス	14		
地代	38		
固定資産税	24		
印刷代・文具代	6		
保険料	4		
抵当	12		
製造による付加価値合計			△ 200
			800
製造による付加価値合計			
付加価値源			
会社の労働者			
取締役：			
賃金・給与	20		
年金	3		
その他の便益	7	30	
経営管理者：			
賃金・給与	70		
年金	20		
その他の便益	10	100	
非経営管理者：			
賃金・給与	200		
年金	30		
その他の便益	40	270	400
税金			100
借入利子			20
所有者			
減価償却		180	
利益		100	280
付加価値合計			800

図3 拡張付加価値計算書の例

出所：Purdy (1983), p. 539.

ある。また企業体理論そのものについて抽象論に陥っていると指摘する意見もある¹⁵。それは、いわゆる付加価値計算書に意義を見いだすのである。

さらに、会計主体論はそもそも誰が誰のために会計を行うのかという問題が出発点と

¹⁵ 大塚 (1988), 75頁。

なっている。この観点で、水谷（2004）は、企業体理論は目的合理性の問題を克服できないという¹⁶。ある目的を達成するために合理的な手段を選択することを目的合理性とするならば、企業体理論は特定の会計判断のために合理的な手段を選択することができない。ここでの企業体が各利害関係者の利害調整の場であり、その利害関係者それぞれに目的が存在する。それらの目的すべてに対して合理的な手段を選択することは実現不能という論理である。

4. 財務報告への社会的責任

現代のように、世界的な会計基準の統一化が進展すればするほど、企業の財務報告に対する責任はますます大きくなる。なぜなら、財務諸表の利用者は開示された財務諸表から企業の社会観(a social concept)を読み取ることにより、新たな意思決定を行うからである。先述したように、企業体理論では企業体がそれらを取り巻く利害関係者に対して社会的責任を有している。そのため、彼らの意思決定の中心（decision-making center）である。つまり、会計的判断の主体はあくまでも企業体であり、それが社会的制度である¹⁷。一方、Paton（1922）の企業主体理論では企業体そのものの社会性や公共性は十分に認められているわけではない。これが企業体理論と企業主体理論とのちがいである。

IASB や FASB が伝統的な会計主体論の出発点であった所有主の立場としての所有主理論は、現代の財務報告に根ざさない企業観であることを明らかに示した。確かに、企業体が各利害関係者から独立した公共的制度としての場であるとする企業体理論は、すべての利害関係者の目的を達成できないという目的適合性の問題を抱えている。果たして企業体は公共的制度としての場として存在し得ないのであろうか。IFRS の概念フレームワークは、企業主体理論に実質的拠り所をもつと同時に、世界で一つの会計基準としてのIFRSの基礎を支える一種の社会制度的意味合いを有している。むしろ企業という会計主体が今や利害関係者にとって公共的制度としての存在として取り扱われることを期待されている向きもあるのではないだろうか。

5. 労働生産性と利益の関係

現代企業の社会的責任はますます高まっている。世界的に広がる金融危機を背景に、企

¹⁶ 水谷（2004），191頁。

¹⁷ 高松（1960），39頁。

業は健全な経営を求めてコストダウンやリストラクチャリングを繰り返す。実際多くの日本企業は人件費の圧縮を利益創出の1つの手段として実行し、労働生産性¹⁸を高めてきた。最近において労働生産性が企業の経済効率性を測定する指標として比較的多く利用されるのは、企業の経済効率性をはかるその他の概念のように抽象的ではなくむしろ具体的な概念だからである¹⁹。OECDのデータで示されているように、日本企業の労働生産性の変化率は1990年代以降約2%前後で推移してきたが、2007年から減少し続け、2009年にはマイナス2%の水準までに至っている。だが、2010年には労働生産性のG7平均および米国を超え3%台にまで回復している²⁰。

少なくとも企業の労働生産性を労働者別にみるという拡張付加価値計算書には一定の意義がある。付加価値概念はいまや「社会公共的な存在」とされる企業に対して1プレーヤーとしての利益分配・測定を求める。そのため、企業は社会へのアウトプットの流れに寄与する点で社会的に評価されるのである。自発的な企業の情報開示によることが前提であるが、（拡張）付加価値計算書は現代企業の利害関係者にとって伝統的な会計理論をベースとする財務諸表を補足する情報となり得る。

企業体理論それ自体について複数の批判的な主張があるのも事実である。だが、現代企業が1つの経済主体として企業体理論が生み出された1950年当時に比べて、現代企業はより複合化・グローバル化し、さらなる社会的責任をいかに果たすべきかが常に問われている。このことは、企業がより広範な社会における公共的な存在であることを表している。経済が低迷する中でコストダウンを断行する企業が多い。従業員のリストラはコストダウンの一つの手段であるが、逆に企業の付加価値計算書を通じて労働生産性と利益の関係が詳らかになることによって、企業評価の一助となれば市場関係者に対する社会的責任を果たすことはできるのではないだろうか。

参考文献

- AAA, Financial Accounting Standards Committee (2007), "The FASB's Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis," *Accounting Horizons*: 21-2(June), pp. 229-238.
- FASB(2006), Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting*

¹⁸ ここでいう労働生産性は、労働者1人当たりの付加価値額（粗利益）をいう。

¹⁹ 日本生産性本部生産性総合研究センター（2012），p. 1。

²⁰ OECD（2011）、http://www.jpc-net.jp/eng/research/2012_02.html

Information (July 6).

FASB (2008a), Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information* (May).

FASB (2008b), Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity* (May 29).

Hatfield, H. R. (1918), *Modern Accounting: Its Principles and Some of Its Problems*, New York and London, D. Appleton and Company. 松尾憲橋訳 (1971), 『近代会計学: 原理とその問題』雄松堂書店。

IASB (2006), Discussion Paper, *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information* (July).

IASB (2008a), Exposure Draft of *An improved Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information* (May).

IASB (2008b), Discussion Paper, *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity* (May).

IASB (2010), *The Conceptual Framework for Financial Reporting* (September). 企業会計基準委員会/財団法人財務会計基準機構監訳、IFRS財団編 (2011), 「財務報告に関する概念フレームワーク」『国際財務報告基準 (IFRS®) 2011』中央経済社。

Lymbersky, C. (2007), "Sustainable Banking v. Accounting Theory," *Management Lab*, <http://www.brainguide.at/data/publications/PDF/pub64286.pdf>.

OECD (2011), "National Accounts Vol. 2 2011Edition," *Labor Force Statistics 2011Edition*.

Paton, W. A. (1922), *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*, New York, the Ronald Press Company.

Paton, W. A. (1940), *Recent and Prospective Developments in Accounting Theory*, Business Research Studies No. 25, Harvard University: 27-2 (March).

Paton, W. A. and A. C. Littleton (1940), *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. 中島省吾訳 (1958), 『会社会計基準序説 改訂版』森山書店。

Purdy, D. E. (1983), "The Enterprise Theory: An Extension," *Journal of Business Finance and Accounting*: 10-4 (Winter), pp. 531-542.

Sprague, C. E. (1923), *The Philosophy of Accounts*, 5th ed., New York, the Ronald Press Company.

Suojanen, W. W. (1954), "Accounting Theory and the Large Corporation," *The Accounting Review*: 29-3 (July), pp. 391-398.

新井清光 (1991), 『会計公準論 増補版』中央経済社。

- 新井清光（1997），『新版財務会計論 第3版』中央経済社。
- 飯野利夫（1996），『財務会計論 3訂版』同文館出版。
- 井崎義憲（1977），「会計と制度」『會計』第111巻第3号（3月），pp. 396-408頁。
- 梅原秀継（2006），「会計主体と株主持分」『會計』第169巻第4号（4月），13-28頁。
- 大塚利寶（1988），『会計主体論』創成社。
- 齋藤雅子（2009），「リポーティング・エンティティの概念形成」『會計』第175第6号（6月），70-83頁。
- 酒井治郎（1992），『会計主体と資本金会計：会計学基本問題の研究』中央経済社。
- 阪本安一（1961），『近代会計と企業体理論』森山書店。
- 白井佐敏（1977），『近代会計学原理－ペイトンとシュマーレンバッハ』森山書店。
- 高松和男（1960），『現代会計の原理』ダイヤモンド社。
- 日本生産性本部生産性総合研究センター（2012），『労働生産性の国際比較 2011年版』
- 水谷覚（2004），「会計の実験的研究に向けての覚書－会計主体論から実験会計学へ－」『京都マネジメント・レビュー』第6号（12月），183-198頁。
- 山田純平（2012），『資本金会計の基礎概念－負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社。
- 村田英治（1993），「会計主体論の虚実」『會計』第144巻第6号（12月），34-45頁。
- IASB ウェブサイト，“Conceptual Framework”，*Work Plan for IFRSs*, (2012/ 5/31現在)
- <http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Conceptual+Framework/Conceptual+Framework.htm>